

「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

平成 28 年 4 月

京阪電気鉄道株式会社

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）は、指定公共機関に対し、事業の実施に関し適切な措置を講ずること、新型インフルエンザ等が発生したときにも国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう業務を継続することを求めています。

また、同法の規定により、指定公共機関に対しては、その業務を実施するに当たり、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、内閣総理大臣に報告するとともに、要旨を公表することが求められています。

これを踏まえ、指定公共機関である京阪電気鉄道株式会社では「新型インフルエンザ等対策業務計画」を定めたところであり、その要旨は次のとおりです。

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・新型インフルエンザ等対策業務として、旅客、役職員等の安全を確保しつつ、国民生活および国民経済の安定に寄与する鉄道事業を継続する。
- ・あらかじめ定める人員計画に基づき、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(2) 感染対策の検討・実施

感染の拡散防止を目的として、駅放送・車内放送、ポスター等により利用者に対する呼びかけに努める。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

政府対策本部が設置され、沿線区域等において新型インフルエンザの発生段階が感染拡大期に移行した場合、新型インフルエンザ等対策業務としての弊社の対応等について協議するため、対策本部（対策本部長：鉄道担当役員）を設置する。

(2) 情報収集・共有体制

国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症への対応状況や医療体制等に関する情報について、国等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に役職員に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで連携が必要となる関係機関とは、新型インフルエンザ等未発生期から必要に応じて連携を図る。

3. その他

(1) 教育・訓練

役職員に対して基礎知識、基本的な感染対策の教育の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するように努めるものとする。

(2) 計画の見直し

訓練等を踏まえ計画の見直しおよび国が提供する情報により、必要があると認める場合には計画を変更する。

以 上